

産業廃棄物処分量許可証

住所 佐賀県唐津市畑島5793番地

氏名 株式会社鶴松造園建設
代表取締役 鶴田 忠嗣

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日

令和7年(2025年)6月4日

許可の有効年月日

令和14年(2032年)6月3日



1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 碎	木くず 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類	破砕施設（固定及び移動式）	破砕施設（固定及び移動式）
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（破砕）にある産業廃棄物の種類の全て	1. の中間処理業（破砕）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	唐津市浜玉町東山田字鏡山5673番1	唐津市相知町久保字猿渡69番11、12、13
設置年月日	令和4年11月29日	令和7年10月23日
処理能力	200t/日（8時間）	200t/日（8時間）
許可年月日	令和4年10月19日	令和7年10月21日
許可番号	佐賀県指令4循環第9号	佐賀県指令7循環第8号
備 考	株式会社小松製作所 型式：BR200T-3	株式会社小松製作所 型式：BR200T-3

3. 許可の条件

移動して使用する場合は、排出事業場敷地内の作業に限る。

なお、移動して破砕処理する際は、施設から10m以上の空間を確保するとともに防音対策を実施すること。ただし、防音対策により騒音の規制基準値を満足できない場所では作業を行わないこと。 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和7年6月4日 更新許可（優良基準適合）

令和7年11月14日 変更届 破砕施設（令和7年10月23日）の追加及び破砕施設（平成23年1月14日設置）の廃止 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。